

選手・コーチ選考委員会 規程

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下「本連盟」という）定款 40 条に定める専門委員会として選手・コーチ選考委員会、（以下「本委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織及び運営に必要な事項を定める事を目的とする。

第2章 基本方針

- 第2条 本委員会は、選手・コーチを選考するにあたり、連盟で定めた選手選考規程を基に公平かつ公正に行う事とする。

(方針)

1. 強化指定選手選考基準で定められた順位を考慮する。
2. 国際大会出場の推薦選手は、基本的には上位から推薦する。辞退が有った場合は下方に移る。
3. コーチの選考は、コーチの事情に考慮して行う。

第3章、業 務

- 第3条 本委員会が目的とする業務は以下の通りとする。
2. 強化指定選手選考規定を作成する。
 3. 強化指定選手（NT, NT 候補、育成、次世代）の一覧表を作成し強化指定選手選考後理事会に諮る。

第4章 委 員

- 第4条 本委員会の委員は本連盟の理事及び連盟コーチ並びに学識経験者のうちから、本連盟の理事会において選任する。
2. 前項の規定にかかわらず、本連盟に登録する知的障がい者卓球選手（以下「登録選手」という）が所属するクラブ、チーム、及び団体において登録する選手を指導する立場にある者、その他登録選手と特別な利害関係を有する者は、本委員会に就く事は出来ない。
 3. 本委員会の任期は2年とし、再任は妨げない。
 4. 委員は任期満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行う者とする。

(委員長)

- 第5条 本委員会に委員長1名を置く。
2. 委員長は委員会の議長となり会務を総括する。
 4. 本委員会に1名の副委員長を置く。
 5. 委員長は、理事会で選任され、副委員長は委員の互選により選ばれる。
 6. 副委員長は、委員長の職務を補佐し委員長に事故ある時は職務を代行する。

第5章 委員会

(招集)

- 第6条 本委員会は委員長、副委員長及び委員を持って構成し、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。
2. 委員長は委員会を招集する時、原則1週間前に通知をする。但し、緊急を要する場合はその限りではない。

(決議)

- 第7条 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開く事が出来ない。
2. 本委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決する。
 3. 本委員会は、原則 として非公開とする。
 4. 本委員会は、委員外で必要とされる人を招き資料の提供、説明、その他、必要な協力を求める事が出来る。

(議事録)

- 第8条 本委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
2. 議事録署名人には委員長、又は、副委員長が記名押印するものとする。
 3. 本会の議事録は非公開とする。

第6章 規則の変更

(規則の変更)

- 第9条 本規則の改廃は、理事会で決議により行う。

附則 令和4年6月25日制定
令和4年6月25日より施行する。

※本規程施行に伴い、ナショナルチーム強化委員会規程を廃止する。
令和4年10月26日改訂